平成２４年（フ）第１６３６号
大阪府寝屋川市成田西町１番32号
債務者　野口　浅子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９９号
大阪府八尾市南小阪合町２丁目３番１―301号
債務者　山田　久夫
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７００号
大阪府八尾市南小阪合町２丁目３番１―301号
債務者　山田　由美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７２６号
大阪府茨木市三島丘２丁目27番20号
債務者　山本　澤實
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３０号
大阪府茨木市丑寅２丁目16番29号
債務者　吉富　卓爾
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６２号
大阪市西成区南津守３丁目１番76―308号
債務者　井上　和己
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３２号
大阪市住吉区長居１丁目５番26―601号
債務者　安永　千晴
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３７号
大阪市福島区大開２－３―28―２Ｃ、住民票上の住所兵庫県明石市川崎町２番12―124号
債務者　榊原　靖晃
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０号
千葉県松戸市根木内211番地１　プレジール参番館103、住民票上の住所千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地43棟403号
債務者　西中　節子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５７号
千葉県松戸市六高台７丁目60番地　ハートフルシティ２―717号
債務者　鈴木　敏正
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８５号
千葉県柏市南増尾３丁目28番15号
債務者　高橋　秀和
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９２号
千葉県流山市江戸川台西４丁目209番地　綿引方
債務者　谷津　拓男
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１１号
千葉県松戸市西馬橋３丁目38番地の13　エスペラント馬橋201号
債務者　水島　康晴
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２４号
千葉県柏市豊四季141番地61　アンビシャス豊四季405号
債務者　栗原　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８８号
北九州市八幡東区帆柱２丁目１番２―103号
債務者　川口　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１２号
北九州市小倉北区平松町14番７―302号
債務者　進藤　雄一
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９１号
北九州市八幡西区里中３丁目８番９―401号
債務者　藤　　了子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部